

別記様式

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	営繕積算システム(RIBC2)賃貸借
契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 深澤 淳志 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
契約締結日	平成26年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	(一財)建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋3-25-33
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥3,146,796(税込み)
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	非公表
随意契約によることとした理由	<p>営繕積算システムは、昭和58年に国土交通省、各都道府県及び政令指定都市で構成された「営繕積算システム等開発利用協議会」において、営繕積算システムの共同開発・共同利用することが決定され、運用が開始された。平成5年5月同協議会の総会において、パソコンの普及に伴いパソコン版に対応した営繕積算システムの開発を決定、更に開発者を当時共通費積算基準が非公表であったため中立的立場にあった(一財)建築コスト管理システム研究所に決定したものであり、公共建築工事積算基準等に基づく予定価格の算出が出来る唯一のシステムである。</p> <p>また、営繕積算システムRIBC2の賃貸借及びサポートについては同研究所のみが行っているところである。</p> <p>したがって、本業務については、同研究所と随意契約を行うものである。</p>
備 考	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号

- 注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。  
2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。